

山口県報

平成23年
12月20日
(火曜日)

目次

告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	三
保安林の指定(森林整備課)	四
漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(水産振興課)	五
土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	八
土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) 公告	九
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	〇
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	一
平成二十二年山口県歳入歳出諸決算の要領の公表(会計課)	七
人委規則	七
特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	七
選管告示	七
直接請求に必要な有権者の数	七
海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に係る有権者総数の三分の一の数	八
監査公表	八
監査公表	八
労委公告	二
山口県労働委員会のおつせん員候補者	二

山口県告示第四百八十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年十二月二十日から平成二十四年一月十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び下松市生活環境部環境推進課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年十二月二十日

山口県知事 二井 関成

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社リライフ
住 所 下松市東海岸通り一八番地の一
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社リライフ
所在地 下松市東海岸通り二二番地
- 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十一号の四の産業廃棄物処理施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
- 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

排水処理施設	種 類		項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)								
	処理前	変更後	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燃 ^ん 素 (mg/l)	ふっ素 (mg/l)							
									通	最	通	最	通	最	
	変更前	変更後	七	九.五	一.三	三.〇	二.二・九	五八・七	二.三・八	四.〇	二.一・九	四・四九	一	四三九・三	四六一・九

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	排水処理施設				種 類	項 目	構 造	能 力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間 の間	一日当たりの 使用時間	季節的変動の 概要	工事着手予定 年月日	工事完成予定 年月日	使用開始予定 年月日
	変更後	変更前	変更後	変更前											
"	"	強化プラスチック	"	鉄筋コンクリー ト製	"	二、〇〇〇	沈殿・ろ過 連続	二四時間	変動なし	平成二四、 一一	平成二四、 一一	平成二四、 一一	(既)	(設)	

(二) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	七四		七一の四一		種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	変更後	変更前	変更後	変更前				
	九.五	八.一	九.五	七	"	水素イオン濃度 (水素指数)	通	九.五
	"	七.三六	"	七	"	化学的酸素要求量 (mg/l)	通	一.三
	"	六.一	"	七	"	浮遊物質量 (mg/l)	通	一.三
	"	三.四一	"	七	"	窒素 (mg/l)	通	四.〇
	"	二.〇	"	七	"	燃 ^ん 素 (mg/l)	通	〇.三
	"	一.〇	"	七	"	ふっ素 (mg/l)	通	一.一
	"	五.三	"	七	"	汚水等の一日当たりの量(m ³)	通	四三三
	"	九.三	"	七	"		最	四五〇

備考 「七一の四一」及び「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十一号の四の産業廃棄物処理施設のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者が設置するもの及び同表第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十三年十二月二十日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林の所在場所

下関市豊田町大字江良字魚切三二の一、三五、三九、豊田町大字一ノ俣字休木一四〇一、一四〇二の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

処理後		処理前		処理後	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
九・五	八・一	六・一	八・六	八・七	八・七
〇	〇	〇	二〇〇	八・八	八・七
〇	三〇	〇	五〇〇	〇	〇
〇	三・四一	〇	二〇〇〇	七・九	八
〇	二〇	〇	五〇〇〇	〇	三〇
〇	〇	〇	二〇	一七・八	一八
〇	四〇	〇	五〇	〇	〇
五〇	一	〇	五〇	二・一九	〇・一
一〇〇	〇	〇	一〇〇	四・四九	一
〇	〇	〇	検出せず	一一	一一・四
〇	〇	〇	五・三	四三九・三	四三三
〇	〇	〇	九・三	四六二・九	四五〇

No. 1 排水口	項目		排水の汚染状態の値	排水の一日当たりの量 (m ³)
	変更後	変更前		
No. 1 排水口	水素イオン濃度 (水素指数)	七	排水の汚染状態の値	排水の一日当たりの量 (m ³)
	化学的酸素要求量 (mg/l)	八・七九	排水の汚染状態の値	排水の一日当たりの量 (m ³)
	浮遊物質 (mg/l)	三〇	排水の汚染状態の値	排水の一日当たりの量 (m ³)
	窒素 (mg/l)	一八	排水の汚染状態の値	排水の一日当たりの量 (m ³)
	燐 (mg/l)	〇・一	排水の汚染状態の値	排水の一日当たりの量 (m ³)
	ふっ素 (mg/l)	一一・四	排水の汚染状態の値	排水の一日当たりの量 (m ³)
		四三九・三	排水の汚染状態の値	排水の一日当たりの量 (m ³)
		四三三	排水の汚染状態の値	排水の一日当たりの量 (m ³)
		四六二・九	排水の汚染状態の値	排水の一日当たりの量 (m ³)

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下関市豊田町大字江良字魚切三二の一・三五・三九・豊田町大字一ノ俣字休木一四〇一（以上四筆については次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市産業経済部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。

保安林の所在場所
長門市真木字大谷一九一の五、一九一の六、油谷久富字砂入三〇三の一、一六三〇

保安林の所在場所

長門市真木字大谷一九一の五、一九一の六、油谷久富字砂入三〇三の一、一六三〇

の一、一六三二の一(次の図に示す部分に限る。)、字山添三〇四の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

長門市油谷久富字砂入三〇三の一・一六三〇の一(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、一六三二の一、字山添三〇四の一(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

萩市大字紫福字市良ヶ原九九、一〇〇、字奥ノ浴一三〇の五から一三〇の八まで、

三見字浴七二二から七二五まで、七二九、一七〇〇、一七〇三の一、一七〇四の一、

一七〇五、字床並一六九七の一

阿武郡阿武町大字宇田字葛籠石ヶ迫一〇七〇七の三、字仏坂一〇七五〇の三、一〇

七五二の七、一〇七五二の八、一〇七五二の一四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字紫福字市良ヶ原九九・一〇〇・字奥ノ浴一三〇の五から一三〇の八まで・三見字浴七二二・七二九・字床並一六九七の一(以上九筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林の所在場所

長門市西深川字黒岩五〇六の三一から五〇六の三三まで、五〇六の三八、五〇六の三九、五〇六の四七、五〇六の四八、九六六から九六九まで、三隅上字高吹一七四の一、一二四一から一二四三まで、油谷伊上字寺山二二八〇、二二八二から二二八九まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

長門市西深川字黒岩五〇六の三一・九六八・九六九(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百八十六号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。)(第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区

域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があつたと認めたと認めた。
 平成二十三年十二月二十日

山口県知事 二井 関成

区	域	区	分
八島区域 白井田区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 法第百四条第二号に掲げる漁業	

山口県告示第四百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十三年十二月二十日

山口県知事 二井 関成

一 区域の名称

- 上条(一)(1)、上条(一)(2)、上条(一)(3)、上条(一)(4)、あすとびあ(一)(1)、あすとびあ(一)(2)、今村北(一)(1)、今村北(一)(3)、今村北(一)(4)、今村北(一)(5)、今村北(一)(6)、今村南(一)(1)、今村南(一)(2)、大小路(一)(1)、大小路(一)(2)、大小路(一)(3)、沖ノ旦(一)(1)、沖ノ旦(一)(2)、沖ノ旦(一)(3)、沖ノ旦(一)(4)、上宇部(一)(1)、上宇部(一)(2)、上宇部(一)(3)、上宇部(一)(4)、上宇部(一)(5)、上宇部(一)(6)、上宇部(一)(7)、川上(一)(3)、川上(一)(4)、川上(一)(5)、川上(一)(6)、川上(一)(7)、川上(一)(8)、川上(一)(9)、川上(一)(10)、川上(一)(11)、川上(一)(12)、川上(一)(13)、川上(一)(14)、川上(一)(15)、川上(一)(16)、川上(一)(17)、川上(一)(18)、川上(一)(19)、川上(一)(20)、川上(一)(21)、川上(一)(22)、川上(一)(23)、北小羽山町(一)(1)、北小羽山町(一)(2)、北条(一)(1)、北条(一)(2)、際波(一)(1)、際波(一)(2)、際波(一)(3)、際波(一)(4)、際波(一)(5)、際波(一)(6)、際波(一)(7)、際波(一)(8)、際波(一)(9)、際波(一)(10)、際波(一)(11)、際波(一)(12)、際波(一)(13)、際波(一)(14)、際波(一)(15)、際波(一)(16)、際波(一)(17)、際波(一)(18)、際波(一)(19)、際波(一)(20)、際波(一)(21)、際波(一)(22)、際波(一)(23)、小串(一)(1)、小串(一)(2)、小串(一)(3)、床波(一)(1)、床波(一)(2)、中宇部(一)(1)、中宇部(一)(2)、中宇部(一)(3)、中村(一)(1)、中山(一)(1)、中山(一)(2)、中山(一)(3)、中山(一)(4)、中山(一)(5)、中山(一)(6)、中山(一)(7)、中山(一)(8)、中山(一)(9)、西岐波(一)(1)、西岐波(一)(2)、西岐波(一)(3)、西岐波(一)(4)、西岐波(一)(5)、西岐波(一)(6)、西岐波(一)(7)、西岐波(一)(8)、西岐波(一)(9)、西岐波(一)(10)、西岐波(一)(11)、西岐波(一)(12)、西岐波(一)(13)、西岐波(一)(14)、西岐波(一)(15)、西岐波(一)(16)、西岐波(一)(17)、西岐波(一)(18)、西岐波(一)(19)、西岐波(一)(20)、西岐波(一)(21)、西岐波(一)(22)、西岐波(一)(23)、西岐波(一)(24)、西岐波(一)(25)、西岐波(一)(26)、西岐波(一)(27)、西岐波(一)(28)、西岐波(一)(29)、西岐波(一)(30)、西岐波(一)(31)、西岐波(一)(32)、西岐波(一)(33)、西岐波(一)(34)、西岐波(一)(35)、西岐波(一)(36)、西岐波(一)(37)、西岐波(一)(38)、西岐波(一)(39)、西平原(一)(1)、西万倉(一)(14)、浜田(一)(1)、浜田(一)(2)、浜田(一)(3)、浜田(一)(4)、浜町(一)(1)、浜町(一)(2)、東小羽山町(一)(1)、東小羽山町(一)(2)、東岐波(一)(1)、東岐波(一)(2)、東岐波(一)(3)、東岐波(一)(4)、東岐波(一)(5)、東岐波(一)(6)、東岐波(一)(7)、東須恵(一)(1)、東須恵(一)(2)、東須恵(一)(3)、東須恵(一)(4)、東須恵(一)(5)、東須恵(一)(6)、東須恵(一)(7)、東須恵(一)(8)、東須恵(一)(9)、東須恵(一)(10)、東須恵(一)(11)、東須恵(一)(12)、東須恵(一)(13)、東須恵(一)(14)、東須恵(一)(15)、東須恵(一)(16)、東須恵(一)(17)、東須恵(一)(18)、東平原(一)(1)、文京台(一)(1)、松崎町(一)(1)、松崎町(一)(2)、南小羽山町(一)(1)、南小羽山町(一)(2)、南小羽山町(一)(3)、南中山町(一)(1)、善和(一)(22)、善和(一)(23)、善和(一)(24)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

- 沖ノ旦(一)(1)、沖ノ旦(一)(2)、小野(一)(29)、小野(一)(30)、小野(一)(31)、小野(一)(32)、川上(一)(1)、車地(一)(2)、中山(一)(1)、西岐波(一)(1)、西岐波(一)(2)、西岐波(一)(3)、西岐波(一)(4)、西岐波(一)(5)、西万倉(一)(5)、西万倉(一)(6)、東万倉(一)(1)、船木(一)(3)、善和(一)(4)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

一 区域の名称

- 上条(一)(1)、今村北(一)(1)、小野(一)(1)、小野(一)(2)、小野(一)(3)、際波(一)(1)、中山(一)(1)、中

山(2)、西岐波(1)、西岐波(2)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

- 出井(1)、出井(2)、出井(3)、笠佐島(1)、家房(1)、家房(2)、家房(3)、家房(4)、家房(5)、小松(1)、小松(2)、小松(3)、小松(4)、小松(5)、小松(6)、小松(7)、小松(8)、小松(9)、小松開作(1)、小松開作(2)、小松開作(3)、小松開作(4)、小松開作(5)、小松開作(6)、小松開作(7)、志佐(1)、志佐(2)、志佐(3)、志佐(4)、志佐(5)、志佐(6)、西三蒲(1)、西三蒲(2)、西三蒲(3)、西三蒲(4)、西三蒲(5)、西三蒲(6)、西三蒲(7)、西三蒲(8)、西三蒲(9)、西三蒲(10)、西三蒲(11)、西三蒲(12)、西三蒲(13)、西屋代(1)、西屋代(2)、西屋代(3)、西屋代(4)、西屋代(5)、西屋代(6)、西屋代(7)、西屋代(8)、西屋代(9)、西屋代(10)、西屋代(11)、西屋代(12)、西屋代(13)、東三蒲(1)、東三蒲(2)、東三蒲(3)、東三蒲(4)、東三蒲(5)、東三蒲(6)、東三蒲(7)、東三蒲(8)、東三蒲(9)、東三蒲(10)、東屋代(1)、東屋代(2)、東屋代(3)、東屋代(4)、東屋代(5)、東屋代(6)、東屋代(7)、東屋代(8)、東屋代(9)、東屋代(10)、東屋代(11)、東屋代(12)、東屋代(13)、東屋代(14)、東屋代(15)、東屋代(16)、日見(1)、日見(2)、日見(3)、日見(4)、日見(5)、日見(6)、日見(7)、日見(8)、日見(9)、日見(10)、日見(11)、日見(12)、日見(13)、戸田(1)、戸田(2)、戸田(3)、戸田(4)、戸田(5)、戸田(6)、戸田(7)、横見(1)、横見(2)、横見(3)、久賀(1)、久賀(2)、久賀(3)、久賀(4)、久賀(5)、久賀(6)、久賀(7)、久賀(8)、久賀(9)、久賀(10)、久賀(11)、久賀(12)、久賀(13)、久賀(14)、久賀(15)、久賀(16)、久賀(17)、久賀(18)、久賀(19)、久賀(20)、久賀(21)、久賀(22)、久賀(23)、久賀(24)、久賀(25)、久賀(26)、久賀(27)、久賀(28)、久賀(29)、久賀(30)、久賀(31)、久賀(32)、久賀(33)、棕野(1)、棕野(2)、棕野(3)、棕野(4)、棕野(5)、棕野(6)、棕野(7)、棕野(8)、棕野(9)、棕野(10)、棕野(11)、棕野(12)、棕野(13)、伊保田(1)、伊保田(2)、伊保田(3)、伊保田(4)、伊保田(5)、伊保田(6)、伊保田(7)、伊保田(8)、伊保田(9)、伊保田(10)、伊保田(11)、伊保田(12)、伊保田(13)、伊保田(14)、内入

(1)、内入(2)、冲家室島(1)、冲家室島(2)、冲家室島(3)、冲家室島(4)、神浦

(1)、小泊(1)、小泊(2)、小泊(3)、地家室(1)、地家室(2)、地家室(3)、外人

(1)、外人(2)、外人(3)、外人(4)、外人(5)、外人(6)、西方(1)、西方(2)、西方(3)、西方(4)、西方(5)、西方(6)、西方(7)、西方(8)、西方(9)、西方(10)、西方(11)、平野(1)

(1)、平野(2)、平野(3)、平野(4)、平野(5)、森(1)、森(2)、森(3)、油宇(1)

(1)、油宇(2)、油宇(3)、油宇(4)、油宇(5)、油宇(6)、油宇(7)、油宇(8)、油宇(9)

(1)、和田(1)、和田(2)、和田(3)、和田(4)、和田(5)、和田(6)、和田(7)、和田(8)

(1)、和田(9)、和田(10)、和田(11)、和田(12)、和田(13)、和田(14)、和田(15)、和田(16)

(1)、秋(1)、秋(2)、秋(3)、秋(4)、秋(5)、秋(6)、秋(7)、秋(8)、秋(9)、秋(10)

(1)、浮島(1)、浮島(2)、浮島(3)、浮島(4)、浮島(5)、浮島(6)、浮島(7)、浮島(8)

(1)、西安下庄(1)、西安下庄(2)、西安下庄(3)、西安下庄(4)、西安下庄(5)、西安下庄(6)

(1)、西安下庄(7)、西安下庄(8)、西安下庄(9)、西安下庄(10)、西安下庄(11)、西安下庄(12)

(1)、西安下庄(13)、西安下庄(14)、西安下庄(15)、西安下庄(16)、西安下庄(17)

(1)、東安下庄(1)、東安下庄(2)、東安下庄(3)、東安下庄(4)、東安下庄(5)、東安下庄(6)

(1)、東安下庄(7)、東安下庄(8)、東安下庄(9)、東安下庄(10)、東安下庄(11)、東安下庄(12)

(1)、東安下庄(13)、東安下庄(14)、東安下庄(15)、東安下庄(16)、東安下庄(17)

(1)、日前(1)、日前(2)、日前(3)、日前(4)、日前(5)、日前(6)、日前(7)、日前(8)、日前(9)、日前(10)、日前(11)、日前(12)

(1)、油良(1)、油良(2)、油良(3)、油良(4)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

- 出井(1)、出井(2)、出井(3)、出井(4)、出井(5)、出井(6)、出井(7)、出井(8)、笠佐島(1)、笠佐島(2)、家房(1)、家房(2)、家房(3)、家房(4)、家房(5)、家房(6)、家房(7)、家房(8)、小松(1)、小松(2)、小松(3)、小松(4)、小松(5)、小松(6)、小松(7)、小松(8)、小松(9)、小松(10)、小松開作(1)、小松開作(2)、小松開作(3)、小松開作(4)、小松開作(5)、志佐(1)、志佐(2)、西三蒲(1)、西三蒲(2)、西三蒲(3)、西三蒲(4)、西三蒲(5)、西三蒲(6)、西三蒲(7)、西三蒲(8)、西三蒲(9)、西三蒲(10)、西三蒲(11)、西三蒲(12)、西屋代(1)、西屋代(2)、西屋代(3)、西屋代(4)、西屋代(5)、西屋代(6)、西屋代(7)、西屋代(8)、西屋代(9)、西屋代(10)、西屋代(11)、西屋代(12)

- (11)、西屋代(12)、西屋代(13)、西屋代(14)、西屋代(15)、東三蒲(1)、東三蒲(2)、東三蒲(3)、東三蒲(4)、東三蒲(5)、東三蒲(6)、東三蒲(7)、東三蒲(8)、東三蒲(9)、東三蒲(10)、東三蒲(11)、東三蒲(12)、東三蒲(13)、東三蒲(14)、東三蒲(15)、東三蒲(16)、東屋代(7)、東屋代(8)、東屋代(9)、東屋代(10)、東屋代(11)、東屋代(12)、東屋代(13)、東屋代(14)、東屋代(15)、東屋代(16)、東屋代(17)、東屋代(18)、日見(1)、日見(2)、日見(3)、日見(4)、日見(5)、日見(6)、日見(7)、日見(8)、日見(9)、日見(10)、日見(11)、日見(12)、日見(13)、日見(14)、日見(15)、日見(16)、日見(17)、日見(18)、日見(19)、日見(20)、日見(21)、日見(22)、日見(23)、日見(24)、日見(25)、日見(26)、日見(27)、日見(28)、日見(29)、日見(30)、日見(31)、日見(32)、日見(33)、日見(34)、日見(35)、日見(36)、日見(37)、日見(38)、日見(39)、日見(40)、日見(41)、日見(42)、日見(43)、日見(44)、日見(45)、日見(46)、日見(47)、日見(48)、日見(49)、日見(50)、日見(51)、日見(52)、日見(53)、日見(54)、日見(55)、日見(56)、日見(57)、日見(58)、日見(59)、日見(60)、日見(61)、日見(62)、日見(63)、日見(64)、日見(65)、日見(66)、日見(67)、日見(68)、日見(69)、日見(70)、日見(71)、日見(72)、日見(73)、日見(74)、日見(75)、日見(76)、日見(77)、日見(78)、日見(79)、日見(80)、日見(81)、日見(82)、日見(83)、日見(84)、日見(85)、日見(86)、日見(87)、日見(88)、日見(89)、日見(90)、日見(91)、日見(92)、日見(93)、日見(94)、日見(95)、日見(96)、日見(97)、日見(98)、日見(99)、日見(100)

- (13)、西安下庄(14)、西安下庄(15)、西安下庄(16)、西安下庄(17)、西安下庄(18)、西安下庄(19)、西安下庄(20)、西安下庄(21)、西安下庄(22)、西安下庄(23)、西安下庄(24)、西安下庄(25)、西安下庄(26)、西安下庄(27)、西安下庄(28)、西安下庄(29)、西安下庄(30)、西安下庄(31)、西安下庄(32)、西安下庄(33)、西安下庄(34)、西安下庄(35)、西安下庄(36)、西安下庄(37)、西安下庄(38)、西安下庄(39)、西安下庄(40)、西安下庄(41)、西安下庄(42)、西安下庄(43)、西安下庄(44)、西安下庄(45)、西安下庄(46)、西安下庄(47)、西安下庄(48)、西安下庄(49)、西安下庄(50)

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。

- 一 区域の名称
小松(1)、志佐(1)、西三蒲(1)、西屋代(1)、西屋代(2)、西屋代(3)、東三蒲(1)、東三蒲(2)、東屋代(1)、東屋代(2)、東屋代(3)、東屋代(4)、戸田(1)、久賀(1)、久賀(2)、久賀(3)、棕野(1)、棕野(2)、棕野(3)、棕野(4)、棕野(5)、沖家室島(1)、東安下庄(1)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。

- 一 区域の名称
祝島(1)、祝島(2)、祝島(3)、祝島(4)、祝島(5)、祝島(6)、祝島(7)、長島(1)、長島(2)、長島(3)、長島(4)、長島(5)、長島(6)、長島(7)、長島(8)、長島(9)、長島(10)、長島(11)、長島(12)、長島(13)、長島(14)、長島(15)、長島(16)

- (16) 長島(一)(17)、長島(一)(18)、長島(一)(19)、長島(一)(20)、長島(一)(21)、長島(一)(22)、長島(一)(23)、長島(一)(24)、長島(一)(25)、長島(一)(26)、長島(一)(27)、長島(一)(28)、長島(一)(29)、長島(一)(30)、長島(一)(31)、長島(一)(32)、長島(一)(33)、長島(一)(34)、長島(一)(35)、長島(一)(36)、長島(一)(37)、長島(一)(38)、長島(一)(39)、長島(一)(40)、室津(一)(1)、室津(一)(2)、室津(一)(3)、室津(一)(4)、室津(一)(5)、室津(一)(6)、室津(一)(7)、室津(一)(8)、室津(一)(9)、室津(一)(10)、室津(一)(11)、室津(一)(12)、室津(一)(13)、室津(一)(14)、室津(一)(15)、室津(一)(16)、室津(一)(17)、室津(一)(18)、室津(一)(19)、室津(一)(20)、室津(一)(21)、室津(一)(22)、室津(一)(23)、室津(一)(24)、室津(一)(25)、室津(一)(26)、室津(一)(27)、八島(一)(1)、八島(一)(2)、八島(一)(3)

二 区域の範囲
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び上関町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
長島(一)(1)、長島(一)(2)、長島(一)(3)、長島(一)(4)、長島(一)(5)、長島(一)(6)、長島(一)(7)、長島(一)(8)、長島(一)(9)、長島(一)(10)、長島(一)(11)、長島(一)(12)、長島(一)(13)、室津(一)(1)、室津(一)(2)、室津(一)(3)、室津(一)(4)、室津(一)(5)、室津(一)(6)、室津(一)(7)、室津(一)(8)、室津(一)(9)
 - 二 区域の範囲
次の図のとおり
 - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び上関町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称
祝島(三)(1)、長島(三)(1)、長島(三)(2)、長島(三)(3)、長島(三)(4)、室津(三)(1)、室津(三)(2)
- 二 区域の範囲
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び上関町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第八条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

平成二十三年十二月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称
上条(一)(1)、上条(一)(2)、上条(一)(3)、上条(一)(4)、あすとびあ(一)(1)、あすとびあ(一)(2)、今村北(一)(1)、今村北(一)(4)、今村北(一)(5)、今村北(一)(6)、今村南(一)(1)、今村南(一)(2)、大小路(一)(1)、大小路(一)(3)、沖ノ旦(一)(1)、沖ノ旦(一)(2)、沖ノ旦(一)(3)、沖ノ旦(一)(4)、上宇部(一)(1)、上宇部(一)(2)、上宇部(一)(3)、上宇部(一)(4)、上宇部(一)(5)、上宇部(一)(6)、上宇部(一)(7)、川上(一)(3)、川上(一)(4)、川上(一)(5)、川上(一)(6)、川上(一)(7)、川上(一)(8)、川上(一)(9)、川上(一)(10)、川上(一)(11)、川上(一)(12)、川上(一)(13)、川上(一)(14)、川上(一)(15)、川上(一)(16)、川上(一)(17)、川上(一)(18)、川上(一)(19)、川上(一)(20)、川上(一)(21)、川上(一)(22)、川上(一)(23)、北小羽山町(一)(1)、北条(一)(1)、北条(一)(2)、際波(一)(1)、際波(一)(2)、際波(一)(3)、際波(一)(4)、際波(一)(6)、際波(一)(7)、際波(一)(8)、際波(一)(10)、際波(一)(11)、際波(一)(12)、際波(一)(13)、際波(一)(14)、際波(一)(15)、際波(一)(16)、際波(一)(17)、際波(一)(18)、際波(一)(19)、際波(一)(20)、際波(一)(21)、際波(一)(22)、際波(一)(23)、小串(一)(1)、小串(一)(2)、小串(一)(3)、床波(一)(1)、床波(一)(2)、中宇部(一)(1)、中宇部(一)(2)、中村(一)(1)、中山(一)(1)、中山(一)(2)、中山(一)(3)、中山(一)(4)、中山(一)(5)、中山(一)(6)、中山(一)(7)、中山(一)(8)、中山(一)(9)、西岐波(一)(2)、西岐波(一)(3)、西岐波(一)(4)、西岐波(一)(5)、西岐波(一)(6)、西岐波(一)(7)、西岐波(一)(8)、西岐波(一)(10)、西岐波(一)(11)、西岐波(一)(12)、西岐波(一)(13)、西岐波(一)(14)、西岐波(一)(15)、西岐波(一)(16)、西岐波(一)(17)、西岐波(一)(18)、西岐波(一)(19)、西岐波(一)(20)、西岐波(一)(21)、西岐波(一)(22)、西岐波(一)(23)、西岐波(一)(24)、西岐波(一)(25)、西岐波(一)(26)、西岐波(一)(27)、西岐波(一)(28)、西岐波(一)(29)、西岐波(一)(30)、西岐波(一)(31)、西岐波(一)(32)、西岐波(一)(33)、西岐波(一)(34)、西岐波(一)(35)、西岐波(一)(36)、西岐波(一)(38)、西岐波(一)(39)、西平原(一)(1)、西万倉(一)(14)、浜田(一)(1)、浜田(一)(2)、浜田(一)(3)、浜田(一)(4)、浜田(一)(1)、浜田(一)(2)、東小羽山町(一)(2)、東岐波(一)(1)、東岐波(一)(2)、東岐波(一)(3)、東岐波(一)(4)、東岐波(一)(5)、東岐波(一)(6)、東岐波(一)(7)、東須恵(一)(1)、東須恵(一)(2)、東須恵(一)(3)、東須恵(一)(4)、東須恵(一)(5)、東須恵(一)(6)、東須恵(一)(7)、東須恵(一)(8)、東須恵(一)(9)、東須恵(一)(10)

- 一 区域の名称
- 二 区域の範囲
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称
- 二 区域の範囲
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市土木建築部土木港湾課に備え置いて縦覧に供する。）



（三八七）大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十三年十二月二十日から平成二十四年四月二十日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業部商工振興課及び山口市阿知須総合支所にお

いて公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月二十日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ケン・フィールド	株式会社ケン・フィールド

- 四 届出年月日
- 五 変更年月日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	阿知須まちづくり株式会社 山口市阿知須四八二五の一	阿知須まちづくり株式会社 山口市阿知須四八二五の一
届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	阿知須まちづくり株式会社 山口市阿知須四八二五の一	阿知須まちづくり株式会社 山口市阿知須四八二五の一
代表者の氏名	馬場 英治	馬場 英治

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社カロ

四 届出年月日

平成二十三年十二月六日

五 変更年月日

平成二十三年十月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 阿知須ショッピングセンター(サンパークあじす)

所在地 山口市阿知須四八二五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 阿知須まちづくり株式会社

住所 山口市阿知須四八二五の一

三 変更に係る事項の概要

株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一番一号

変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前

変更後

大規模小売店舗を 設置する者の名称	大規模小売店舗を 設置する者の住所	大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町一番一号	山田 昇	株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町一番一号	山田 昇

四 届出年月日

平成二十三年十二月六日

五 変更年月日

平成二十四年一月二十日

(三三八) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十三年十二月二十日から平成二十四年四月二十日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済産業部商工振興課及び山口市阿知須総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十三年十二月二十日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 阿知須ショッピングセンター(サンパークあじす)

所在地 山口市阿知須四八二五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 阿知須まちづくり株式会社

住所 山口市阿知須四八二五の一

三 変更に係る事項の概要

株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町一番一号

変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前

変更後

大規模小売店舗を 設置する者の名称	大規模小売店舗を 設置する者の住所	大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町一番一号	山田 昇	株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町一番一号	山田 昇

四 届出年月日

平成二十三年十二月六日

五 変更年月日

平成二十四年一月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 阿知須ショッピングセンター(サンパークあじす)
 所在地 山口市阿知須四八二五の一
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 住 代表者の氏名
 阿知須まちづくり株式会社 山口市阿知須四八二五の一 馬場 英治

株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市米町一番一号 山田 昇

三 変更に係る事項

荷さばき施設的位置及び廃棄物等の保管施設的位置

四 届出年月日

平成二十三年十二月六日

五 変更年月日

平成二十四年一月二十日

(三八九)平成二十二年山口県歳入歳出諸決算の要領の公表

平成二十三年十一月山口県議会定例会で認定された平成二十二年山口県歳入歳出諸決算の要領は、次のとおりです。

平成二十三年十一月二十日

山口県民権 二 井 関 成

平成22年度山口県一般会計歳入歳出決算

歳 入

1 県 税	146,199,564,720	円
1 県 民 税	51,114,065,088	
2 事 業 税	21,606,843,812	
3 地 方 消 費 税	32,328,357,894	
4 不 動 産 取 得 税	2,323,921,875	
5 県 た ば こ 税	2,650,983,028	
6 コ ー ル フ 場 利 用 税	633,930,575	
7 自 動 車 取 得 税	2,279,267,100	
8 軽 油 引 取 税	14,194,050,314	
9 自 動 車 税	18,804,200,264	

10 鉦 区 税	9,465,200
16 狩 猟 税	34,998,900
17 産 業 廃 棄 物 税	218,523,833
18 旧 法 に よ る 税	956,837
2 地 方 消 費 税 清 算 金	25,779,194,945
1 地 方 消 費 税 清 算 金	25,779,194,945
3 地 方 譲 与 税	19,783,123,278
1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	16,143,693,000
2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,417,679,000
3 石 油 ガ 又 譲 与 税	208,396,000
4 地 方 道 路 譲 与 税	8,278
5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	13,347,000
4 地 方 特 例 交 付 金	1,750,221,000
1 地 方 特 例 交 付 金	1,750,221,000
5 地 方 交 付 税	172,125,721,000
1 地 方 交 付 税	172,125,721,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	507,949,000
1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	507,949,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金	4,973,810,825
1 分 担 金	272,397,260
2 負 担 金	4,701,413,565
8 使 用 料 及 び 手 数 料	8,397,237,543
1 使 用 料	5,947,164,429
2 手 数 料	2,450,073,114
9 国 庫 支 出 金	98,889,886,618
1 国 庫 負 担 金	35,236,777,212
2 国 庫 補 助 金	61,269,962,646
3 委 託 金	2,383,146,760
10 財 産 収 入	1,650,658,379
1 財 産 運 用 収 入	578,445,875
2 財 産 売 払 収 入	1,072,212,504
11 寄 付 金	4,485,617,100
1 寄 付 金	4,485,617,100
12 繰 入 金	27,281,692,982

平成23年12月20日 火曜日		中 口 帳 簿		第 2318 号		(期 限)	
1	特別会計繰入金	7,183,261,667		4	衛生費	22,323,823,082	
2	基金繰入金	20,098,431,315		1	公衆衛生費	8,456,018,927	
13	繰越金	13,244,343,617		4	環境衛生費	3,626,258,204	
1	繰越金	13,244,343,617		7	保健所費	2,312,278,891	
14	諸収入	82,257,364,380		8	医薬院費	5,769,009,315	
1	貸付金元利収入	74,352,005,211		10	病院費	2,160,257,745	
2	受託事業収入	430,532,877		5	労働費	8,242,396,748	
3	延滞金、加算金及び過料等	338,390,660		1	労働政費	2,090,069,908	
4	預金利子	2,720,501		2	職業能力開発費	1,089,787,898	
5	利子割精算金収入	17,276,436		3	失業対策費	4,936,287,000	
6	雑収入	7,116,438,695		4	労働委員会費	126,251,942	
15	県債	126,862,327,666		6	農林水産業費	38,149,672,559	
1	県債	126,862,327,666		1	農業費	9,500,236,944	
歳入合計		734,188,713,053		2	畜産業費	693,619,198	
				3	農地業費	10,994,601,020	
				4	林業費	10,153,280,239	
				5	水産業費	6,807,935,158	
				7	工業費	65,733,251,712	
				1	商業費	2,206,567,458	
				2	工業費	62,643,883,835	
				3	観光費	523,911,146	
				4	工業用水道費	358,889,273	
				8	土木費	102,925,412,792	
1	議会費	1,351,150,551	円	1	管理費	7,792,035,682	
1	議費	1,351,150,551		2	道路橋りょう費	41,863,627,649	
2	総務費	62,106,529,798		3	河川海岸費	21,387,150,184	
1	総務管理費	40,294,892,471		4	港湾費	8,252,114,389	
2	企画調整費	10,655,385,109		5	都市計画費	13,820,913,999	
3	徴税費	5,982,510,968		6	住宅費	9,809,570,889	
4	市町村振興費	1,388,993,322		9	警察費	39,616,700,945	
5	選挙費	858,845,256		1	警察管理費	36,786,112,813	
6	防災費	1,531,818,404		2	警察活動費	2,830,588,132	
7	統計調査費	1,073,080,473		10	教育費	141,171,613,921	
8	人事委員会費	129,348,801		1	教育総務費	14,558,063,023	
9	監査委員費	191,654,994					
3	民生費	83,082,752,305					
1	社会福祉費	66,206,070,806					
4	児童福祉費	15,211,320,800					
7	生活保護費	1,598,946,739					
8	災害救助費	66,413,960					

2	小学校費	45,583,716,705
3	中学校費	27,675,810,829
4	高等学校費	28,466,427,702
7	特別支援学校費	12,041,128,114
8	社会教育費	1,821,831,316
9	保健体育費	970,122,444
10	大学費	1,079,480,894
11	学事費	8,975,032,894
11	災害復旧費	8,191,676,820
1	農林水産施設災害復旧費	2,335,245,966
2	土木施設災害復旧費	5,818,371,004
4	学校施設等災害復旧費	38,059,850
12	公債費	103,602,702,654
1	公債費	103,602,702,654
13	諸支出金	46,798,509,792
1	地方消費税清算金	30,529,550,945
2	利子割交付金	831,523,000
3	配当割交付金	332,512,000
4	株式等譲渡所得割交付金	97,118,000
5	地方消費税交付金	13,047,963,000
6	ゴルフ場利用税交付金	448,191,767
8	自動車取得税交付金	1,509,000,000
9	利子割精算金	2,651,080
14	子備費	0
1	子備費	0
	歳出合計	723,296,193,679
	歳入歳出差引残額	10,892,519,374
	翌年度へ繰越	10,892,519,374
	平成22年度山口県母子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算	
	歳入	
1	繰入金	300,000
1	他会計繰入金	300,000
	円	

2	繰越金	274,559,662
1	繰越金	274,559,662
3	諸収入	262,390,497
1	貸付金元利収入	261,371,506
2	雑収入	1,018,991
	歳入合計	537,250,159
	歳出	
1	母子寡婦福祉資金	136,223,032
1	母子寡婦福祉資金	136,223,032
	歳出合計	136,223,032
	歳入歳出差引残額	401,027,127
	翌年度へ繰越	401,027,127
	平成22年度山口県農業改良資金特別会計歳入歳出決算	
	歳入	
2	繰入金	7,689,000
1	他会計繰入金	7,689,000
	円	

3	繰越金	217,917,599
1	繰越金	217,917,599
4	諸収入	58,576,058
1	貸付金元利収入	57,636,000
2	雑収入	940,058
5	県債	13,000,000
1	県債	13,000,000
	歳入合計	297,182,657
	歳出	
1	農業改良資金	155,488,848
1	農業改良資金	155,488,848
	歳出合計	155,488,848
	歳入歳出差引残額	141,693,809
	円	

翌年度へ繰越		141,693,809	
平成22年度山口県中小企業近代化資金特別会計歳入歳出決算			
歳入		歳入	
2 繰入金	16,893,903	2 繰入金	58,001,116
1 他会計繰入金	16,893,903	1 繰越金	10,432,955
3 繰越金	1,898,656,549	7 諸収入	58,001,116
1 繰越金	1,898,656,549	1 延滞金	0
4 諸収入	1,284,570,154	3 雑収入	58,001,116
1 貸付金元利収入	1,283,604,583	歳入合計	427,546,554
2 雑収入	965,571	歳入合計	427,546,554
歳入合計	3,200,120,606	歳出	420,172,425
歳入合計	3,200,120,606	1 下関漁港地方卸売市場費	420,172,425
歳出	出	2 市場管理費	397,388,475
1 中小企業近代化資金	1,177,794,084	3 水産加工団地整備費	22,783,950
1 中小企業設備近代化資金	456,952,800	歳出合計	420,172,425
2 中小企業高度化資金	720,841,284	歳入歳出差引残額	7,374,129
歳出合計	1,177,794,084	翌年度へ繰越	7,374,129
歳入歳出差引残額	2,022,326,522	平成22年度山口県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算	
翌年度へ繰越	2,022,326,522	1 繰入金	40,649
1 分担金及び負担金	31,083,928	1 他会計繰入金	40,649
1 負担金	31,083,928	繰越金	180,998,516
2 使用料及び手数料	77,745,866	3 繰越金	180,998,516
1 使用料	77,745,866	1 繰越金	180,998,516
4 財産収入	27,795,689	4 諸収入	16,417,648
1 財産運用収入	5,011,739	1 貸付金元利収入	16,323,000
2 財産売却収入	22,783,950	2 雑収入	94,648
5 繰入金	222,487,000	歳入合計	197,456,813
1 他会計繰入金	222,487,000	歳入合計	197,456,813
1 繰入金	222,487,000	歳出	111,297
1 他会計繰入金	222,487,000	1 林業・木材産業改善資金	111,297
1 他会計繰入金	222,487,000	1 林業・木材産業改善資金	111,297
1 他会計繰入金	222,487,000	歳出合計	111,297
1 他会計繰入金	222,487,000	歳入歳出差引残額	197,345,516
1 他会計繰入金	222,487,000	翌年度へ繰越	197,345,516

平成23年12月20日 火曜日

平成22年度山口県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算

歳 入

2	繰 入 金	274,024	円
1	他会計繰入金	274,024	
3	繰 越 金	147,464,214	
1	繰 越 金	147,464,214	
4	諸 収 入	31,676,604	
1	貸付金元利収入	31,618,243	
2	雑 入	58,361	
	歳 入 合 計	179,414,842	

歳 出

1	沿岸漁業改善資金	11,584,024	円
1	沿岸漁業改善資金	11,584,024	
	歳 出 合 計	11,584,024	
	歳入歳出差引残額	167,830,818	
	翌年度へ繰越	167,830,818	

平成22年度山口県当せん金付証券発売事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

1	事業収入	4,402,573,915	円
1	事業収入	4,402,573,915	
2	他会計繰入金	1,201,613	
1	他会計繰入金	1,201,613	
3	繰 越 金	138,554,950	
1	繰 越 金	138,554,950	
	歳 入 合 計	4,542,330,478	

歳 出

1	当せん金付証券発売事業費	4,490,570,613	円
1	当せん金付証券発売事業費	4,490,570,613	
	歳 出 合 計	1,201,613	

2 繰 出 金

歳 出 合 計	4,489,369,000
歳入歳出差引残額	4,490,570,613
翌年度へ繰越	51,759,865
	51,759,865

平成22年度山口県収入証券特別会計歳入歳出決算

歳 入

1	証 紙 収 入	5,479,790,130	円
1	証 紙 収 入	5,479,790,130	
2	繰 越 金	349,625,690	
1	繰 越 金	349,625,690	
	歳 入 合 計	5,829,415,820	

歳 出

1	繰 出 金	5,472,415,514	円
1	繰 出 金	5,472,415,514	
	歳 出 合 計	5,472,415,514	
	歳入歳出差引残額	357,000,306	
	翌年度へ繰越	357,000,306	

平成22年度山口県土地取得事業特別会計歳入歳出決算

歳 入

1	財産収入	963,011	円
1	財産運用収入	963,011	
4	繰 越 金	821	
1	繰 越 金	821	
	歳 入 合 計	963,832	

歳 出

1	土地取得事業費	963,000	円
1	土地取得基金管理費	963,000	
	歳 出 合 計	963,000	

歳入歳出差引残額 832
翌年度へ繰越 832

平成22年度山口県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算

歳入

1 分担金及び負担金 884,663,745 円
1 負担金 884,663,745
2 国庫支出金 74,300,000
2 国庫補助金 74,300,000
3 繰入金 98,501,424
1 他会計繰入金 98,501,424
4 諸収入 620,930
2 雑収入 620,930
5 県債 177,800,000
1 県債 177,800,000
7 繰越金 41,985,000
1 繰越金 41,985,000
8 使用料及び手数料 20,149
1 使用料 20,149
歳入合計 1,277,891,248

報 告 口 口 (期 定)

歳出

1 流域下水道事業費 1,256,363,698 円
1 流域下水道費 1,256,363,698
歳出合計 1,256,363,698
歳入歳出差引残額 21,527,550
翌年度へ繰越 21,527,550

平成22年度山口県公債管理特別会計歳入歳出決算

歳入

1 繰入金 103,254,736,674 円
1 他会計繰入金 103,254,736,674

2 県債 23,955,300,000
1 県債 23,955,300,000
歳入合計 127,210,036,674

歳出

1 公債費 127,210,036,674 円
1 公債費 127,210,036,674
歳出合計 127,210,036,674
歳入歳出差引残額 0
翌年度へ繰越 0

平成22年度山口県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算

歳入

1 使用料及び手数料 1,422,281,417 円
1 使用料 1,422,281,417
2 寄付金 703,345,340
1 寄付金 703,345,340
3 繰越金 28,756,473
1 繰越金 28,756,473
4 諸収入 68,792,027
1 雑収入 68,792,027
5 県債 1,696,000,000
1 県債 1,696,000,000
歳入合計 3,919,175,257

歳出

1 港湾整備事業費 3,880,411,771 円
1 港湾費 3,880,411,771
歳出合計 3,880,411,771
歳入歳出差引残額 38,763,486
翌年度へ繰越 38,763,486



特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十二月二十日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第二十号

特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十七年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項の次に次の見出し及び六項を加える。

（警察作業手当の特例）

2 条例附則第三項に規定する区域は、東日本大震災に係る区域で、次に掲げるものとする。

- 一 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十三条第一項の規定により警戒区域に設定された区域
- 二 居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域（前号に掲げる区域を除く。）
- 三 居住者等が屋内への退避を行うこととされた区域（前二号に掲げる区域を除く。）

3 条例附則第三項に規定する作業は、次に掲げる作業とする。

- 一 前項第一号に掲げる区域において行う作業
- 二 前項第二号に掲げる区域において行う作業
- 三 前項第三号に掲げる区域の屋外において行う作業

4 条例附則第三項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第一号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 一日につき 一万円（東京電力株式会社福島第一原子力発電所を中心とする半径三キロメートルの円内の区域において行う作業にあつては、二万円）
- 二 前項第一号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 一日につき 二千元

- 三 前項第二号に掲げる作業のうち屋外において行うもの 一日につき 五千円
- 四 前項第二号に掲げる作業のうち屋内において行うもの 一日につき 千円
- 五 前項第三号に掲げる作業 一日につき 二千五百円

5 同一日において前項各号に掲げる作業のうち二以上の作業に従事した職員に対する警察作業手当の額の算定については、第十九条第五項の規定にかかわらず、その職員が従事した前項各号に掲げる作業について定められている警察作業手当の額のうち最高の額の一以外の額を算入しない。

6 附則第四項第一号、第三号又は第五号の作業に従事した時間が一日につき四時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る警察作業手当の額は、前二項の規定により算定される額に百分の六十を乗じて得た額とする。

7 条例第三十四条第一項に規定する職員が、東日本大震災に対処するため、第十九条第一項第十四号に掲げる作業に引き続き五日以上従事した場合の警察作業手当の額は、同条第二項第十一号の規定にかかわらず、同号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額とする。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特殊勤務手当の支給に関する規則の規定は、平成二十三年三月十一日から適用する。



山口県選挙管理委員会告示第九十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成二十三年十二月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 上符正顕

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	一四、〇六一
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二一、一八二
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二一、一八二
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	大島郡選挙区 二七 熊毛郡選挙区 二七 下関市選挙区 七 宇部市選挙区 七 山口市選挙区 一五 山口市選挙区 一四 萩市選挙区 一三 防府市選挙区 一三 下松市選挙区 一三 岩国市選挙区 一四 光市選挙区 一四 長門市選挙区 一四 柳井市選挙区 一四 美祢市選挙区 一四 周南市選挙区 一四 山陽小野田市選挙区 一四 田川市選挙区 一四
知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	二一、一八二
副知事並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項	二一、一八二
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項	二一、一八二

山口県選挙管理委員会告示第九十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成二十三年十二月二十日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

海 区 名 三分の一の数

山口県日本海海区 一、六九〇

山口県瀬戸内海海区 一、〇九一



監査公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第4項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成23年12月20日

山口県監査委員 堀 久 雄
同 岡 村 精 二
同 同 田 忠 二
同 同 津 敏 樹

監査の結果に関する報告

監査箇所	監査年月日	監査委員名
学事文書課	平成23年9月21日	堀 久 雄
管財課	" 13日	堀 田 忠 二
秘務課	" 8月17日	堀 村 久 雄
防災危機管理課	" 9月14日	堀 岡 村 久 雄
政策企画課	" " "	堀 村 久 雄
財政課	" 8月4日	堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村 精 二
		堀 田 忠 二
		堀 岡 村 久 雄
		堀 田 忠 二
		堀 津 敏 樹
		堀 田 忠 二
		堀 村

厚政課	"	"	"	神	田	忠二	萩看護学校	"	7月21日	神	田	忠二	
医務保険課	"	9月28日	神	田	久	雄	精神保健福祉センター	"	9月8日	石	津	敏	
健康増進課	"	8月17日	岡	村	久	二	中央児童相談所	"	"	石	田	忠二	
薬務課	"	9月28日	岡	村	久	雄	周南 "	"	6月16日	石	田	忠二	
長寿社会課	"	"	"	"	"	"	育成学校	"	9月8日	石	田	敏	
こども未来課	"	"	神	田	忠二	二	このみ園	"	6月14日	岡	村	精	
障害者支援課	"	"	"	"	"	"	計量検定所	"	7月20日	"	"	"	
商政課	"	8月19日	石	津	敏	樹	東部高等産業技術学校	"	5月17日	神	田	忠二	
経営金融課	"	9月21日	岡	村	精	二	西部 "	"	6月16日	神	田	久	
労働政策課	"	"	神	田	忠二	二	周南農林事務所	"	8月25日	神	田	忠二	
農林水産政策課	"	"	"	"	"	"	美祢 "	"	"	9日	岡	村	
畜産振興課	"	"	石	津	敏	樹	防府水産事務所	"	5月31日	石	田	敏	
水産振興課	"	"	"	"	"	"	萩 "	"	6月29日	神	田	忠二	
監理課	"	"	岡	村	精	二	山口きらら博記念公園管理事務所	"	8月10日	岡	村	精	
技術管理課	"	"	岡	村	敏	樹	菅野ダム管理事務所	"	4月28日	石	津	敏	
道路整備課	"	"	"	"	"	"	山口図書館	"	7月7日	"	"	"	
都市計画課	"	"	"	"	"	"	山口博物館	"	"	"	"	"	
砂防課	"	"	"	"	"	"	文書館	"	"	"	"	"	
河川課	"	"	岡	村	精	二	やまぐち総合教育支援センター	"	"	20日	岡	村	精
港湾課	"	"	岡	村	敏	樹	岩国総合高等学校	"	5月17日	石	津	敏	
建築指導課	"	8月19日	"	"	"	"	岩国商業 "	"	"	"	"	"	
住宅課	"	9月21日	岡	村	精	二	岩国工業 "	"	"	"	"	"	
教育庁教育政策課	"	8月22日	岡	村	敏	樹	柳井 "	"	6月10日	"	"	"	
" 義務教育課	"	9月21日	石	津	敏	樹	田布施農業 "	"	7月21日	"	"	"	
" 高校教育課	"	"	石	津	敏	樹	光 "	"	"	"	"	"	
" 社会教育・文化財課	"	"	石	津	敏	樹	下松工業 "	"	5月23日	神	田	忠二	
美術館	"	6月16日	石	津	敏	樹	新南陽 "	"	6月16日	"	"	"	
萩美術館・浦上記念館	"	"	神	田	忠二	二	徳山商工 "	"	5月17日	"	"	"	
男女共同参画相談センター	"	8月30日	"	"	"	"	山口中央 "	"	9月8日	"	"	"	
山口健康福祉センター	"	9月8日	"	"	"	"	宇部商業 "	"	8月30日	"	"	"	
宇部 "	"	7月20日	岡	村	精	二	西市 "	"	6月14日	岡	村	精	
長門 "	"	"	岡	村	久	二	豊浦 "	"	7月22日	岡	村	久	
環境保健センター	"	8月10日	岡	村	精	二	下関西 "	"	6月10日	"	"	"	
衛生看護学院	"	5月31日	石	津	敏	樹	"	"	"	"	"	"	

下関中央工業	"	"	"	"	"	"	"	"	"
下関工業	"	"	"	16日	"	"	"	"	"
萩	"	"	"	29日	"	"	"	"	神田 忠二郎
奈古	"	"	"	7月21日	"	"	"	"	"
岩国総合支援学校	"	"	"	5月26日	"	"	"	"	"
田布施	"	"	"	7月21日	"	"	"	"	津 敏 樹
周南	"	"	"	5月23日	"	"	"	"	神田 忠二郎
山口	"	"	"	8月10日	"	"	"	"	岡村 精二
宇部	"	"	"	6月14日	"	"	"	"	"
下関	"	"	"	16日	"	"	"	"	塩 満 久 雄
萩	"	"	"	7月21日	"	"	"	"	神田 忠二郎
岩国警察署	"	"	"	5月26日	"	"	"	"	"
柳井	"	"	"	6月10日	"	"	"	"	津 敏 樹
光	"	"	"	5月23日	"	"	"	"	神田 忠二郎
周南	"	"	"	8月25日	"	"	"	"	"
防府	"	"	"	5月31日	"	"	"	"	石 津 敏 樹
山口	"	"	"	9月8日	"	"	"	"	"
宇部	"	"	"	6月	"	"	"	"	岡村 精二
山陽小野田	"	"	"	"	"	"	"	"	"
長門	"	"	"	7月22日	"	"	"	"	塩 満 久 雄
下関	"	"	"	8月9日	"	"	"	"	"
企業局	"	"	"	7月11日	"	"	"	"	岡村 精二 神田 忠二郎 石 津 敏 樹

監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正と認められたが、なお、改善留意すべき事項は、次のとおりである。

医務保険課

- 1 保健師等修学資金返納金の収入未済があった。
- 2 物品修繕契約において、随意契約によることとした理由を明らかにしていないものがあった。

長寿社会課
高齢者住宅整備資金貸付金の収入未済があった。

こども未来課

児童扶養手当返納金、母子寡婦福祉資金貸付金及び母子寡婦福祉資金貸付金違約金の収入未済があった。

障害者支援課

障害者住宅整備資金貸付金の収入未済があった。

経営金融課

中小企業高度化資金貸付金の収入未済があった。

水産振興課

沿岸漁業改善資金貸付金の収入未済があった。

河川課

物品購入に係る支出において、支出科目を誤っているものがあった。

住宅課

県営住宅に係る損害賠償金の収入未済があった。

萩美術館・浦上記念館

物品の寄附に係る物品寄附採納決議書がないものがあった。

山口健康福祉センター

生活保護費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

宇部健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

長門健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

環境保健センター

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第1号に該当する物品購入の随意契約において、山口県会計規則（昭和39年山口県規則

第54号。以下「規則」という。)第167条第3項第1号に該当する2以上の物品購入の契約に分割して手続を行うことにより、2人以上の者から見積書を提出させていないものがあつた。

中央児童相談所

児童保護費及び情緒障害児短期治療施設運営費の収入未済があつた。

周南児童相談所

児童保護費の収入未済があつた。

山口きらら博記念公園管理事務所

予定価格が規則第165条の2に規定する額を超える業務委託契約を令第167条の2第1項第1号に該当する随意契約としてしているものがあつた。

やまぐち総合教育支援センター

契約金額が規則第143条ただし書に規定する額を超える業務委託契約及び物品借入契約において、検査調書を作成していないものがあつた。

柳井高等学校

- 1 前渡を受けた資金について、前渡資金経理簿に登録していないものがあつた。
- 2 物品購入契約において、出納整理期間中に物品の引渡しを受けているものがあつた。

田布施農業高等学校

- 1 扶養手当の支給額を誤っているものがあつた。
なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。
- 2 生産品の売払いに係る収入について、直接収納した現金の指定金融機関等への払込みが遅延しているものがあつた。

光高等学校

通勤手当の支給額を誤っているものがあつた。
なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。

下関西高等学校

通勤手当の支給額を誤っているものがあつた。
なお、過渡しとなった金額については、返納済みである。

宇部総合支援学校

物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあつた。

下関総合支援学校

生産品の売払いに係る収入について、直接収納した現金の指定金融機関等への払込みが遅延し、かつ、その現金に係る事項を現金出納簿に記載していないものがあつた。

意 見

- 1 直接収納した現金の適正な管理について
直接収納した現金について、指定金融機関等への払込みが遅延しているもの、現金出納簿に記載していないもの等、現金の管理が不十分なものが見受けられた。
ついては、公金の管理に係る事故を未然に防止するため、直接収納した現金について適正な管理が行われるよう徹底を図られたい。
- 2 収入未済に係る債権の督促の徹底について
納期限を過ぎても債務を履行しない債務者に対し、地方自治法等の規定に基づく督促を適正に行っていないものが見受けられた。

ついては、督促が時効中断の効力を有するとともに、滞納処分、強制執行等の前提要件となることに鑑み、債務者が履行遅滞に陥った債権の督促の徹底を図り、もって適切な債権の保全に努められたい。



公 印

山口県公債調整委員会 公印

公債関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第十条の規定に基づき平成二十三年十一月八日現在山口県公債調整委員会(以下「公債調整委」と称す)の事務報告書。

平成二十三年十一月十四日

山口県公債調整委員会 委員長 大田 明 登

出 発 密 封 大田 明 登

大田 明 登 山口県公債調整委員会 委員長 兼 議事録

有田 謙 司 山口県公債調整委員会 委員 兼 議事録
西南学院大学法学部教授

北本 時枝	山口県労働委員会公益委員 税理士
中村友次郎	山口県労働委員会公益委員 弁護士
山元 浩	山口県労働委員会公益委員 弁護士
網戸 茂	山口県労働委員会労働者委員 マツタ労働組合副執行委員長
岡本 博之	山口県労働委員会労働者委員 全日本自治団体労働組合山口県本部執行委員長
杉本 郁夫	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長
鶴岡 純枝	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会常任執行委員
山近 和浩	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会事務局長
岡田 和彦	山口県労働委員会労働者委員 宇部興産株式会社相談役
田中 一郎	山口県労働委員会労働者委員 山口県経営者協会専務理事
正木 宏明	山口県労働委員会労働者委員 株式会社トクヤマ顧問
松浦 秀子	山口県労働委員会労働者委員 日新運輸工業株式会社代表取締役社長
山田 義裕	山口県労働委員会労働者委員 宇部鉄工業協同組合理事
瀧井 勇	前山口県労働委員会公益委員
中坪 清	前山口県労働委員会公益委員
大塚 健二	前山口県労働委員会労働者委員
鈴木 博文	前山口県労働委員会労働者委員
中野 威	前山口県労働委員会労働者委員
宮本千代子	前山口県労働委員会労働者委員
坂田 守	前山口県労働委員会労働者委員
山中 直之	前山口県労働委員会労働者委員
橋本 雅寛	山口県労働委員会事務局長
藤林 昭久	山口県労働委員会事務局長

平成二十三年十二月二十日印刷
平成二十三年十二月二十日発行

発行人所

山口県知事